

市内魅力発信進学促進事業委託業務 仕様書

1 件名

市内魅力発信進学促進事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業の背景

本市では、大学進学や就職を契機として若者が市外へ流出する傾向があり、北洋大学においても、入学者数が近年大きく減少し、入学者の確保が喫緊の課題となっている。

北洋大学は、若者の地元定着や地域で活躍する人材の育成、さらにはまちの賑わい創出など、多方面において重要な役割を担うことが期待されており、その魅力を広く発信していくことが求められている。

また、北洋大学が立地する苫小牧市西部地区は、アルテンを含む錦大沼公園など、豊かな自然環境に隣接し、自然をいかした滞在や体験の機会を創出できる魅力的なエリアであるが、入学者数の減少とも関連し、人口減少が進んでいる。

4 業務の目的

北洋大学及び同大学が立地する苫小牧市西部地区の魅力を効果的に発信するPR動画を制作・配信することにより、北洋大学入学者を増加させ、若者の地元定着と流入の促進につなげることを目的とする。

5 業務内容

(1) PR動画の制作

- ・ 北洋大学及び同大学が立地する苫小牧市西部地区の魅力を訴求する内容とすること。また、本市及び北洋大学がこれまでに制作・公開している動画と類似しない、新規性のある構成・表現とすること。
- ・ PR動画は1～3分程度とし、1本以上制作すること。また、その動画の短編版（15秒程度）を制作すること。
- ・ 制作する動画は、インターネット上（YouTube等）でも配信可能なデータ形式とすること。
- ・ 脚本やデザイン等の作成、必要となる映像素材の取材・撮影や調達等を行うこと。
- ・ 映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。また、完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エ

キストラの募集等を必要に応じて随時行うこと。なお、発生する経費は、委託料の上限の範囲内とする。

- ・ 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行うこと。

(2) サムネイル画像の作成

動画を配信する際に使用するサムネイル画像を作成すること。

(3) PR動画の情報発信・効果測定

目的達成に向けて効果的と考えられるPR動画の情報発信と効果測定を実施すること。

(4) 自由提案

事業実施に際し、北洋大学及び同大学が立地する苫小牧市西部地区の魅力をより効果的に波及できる提案がある場合は、その内容を記載すること。

(例：インフルエンサーの活用、アナログ等の媒体の使用など)

ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

6 業務実績報告書の提出

業務完了後、制作した動画の概要やコンセプト、情報発信(自由提案がある場合、その内容を含む)・効果測定等の結果をまとめた報告書を提出すること。

7 成果物

成果物として、年度の末日(令和9年3月31日)までに以下を納品すること。

- ・ 全てのPR動画を収録したDVD(5枚)
- ・ PR動画を制作するにあたり撮影した映像を全て記録したDVD(1枚)
- ・ 業務実績報告書(紙印刷2部、PDFデータ)

8 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了検査終了後に一括して支払うものとする。

9 留意事項

(1) 再委託等の制限

- ・ 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先等、必要事項を本市に対して文書で報告しなければならない。

(2) 権利の帰属

本事業において、受託者が制作・納品した著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(4) 損害賠償

本業務の履行に際して、受託者の故意又は過失により、市又は第三者が被害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

(5) その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。